

障害者自立支援法の抜本的な見直し に向けた緊急措置

2008年1月

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

- 障害者自立支援法は、施行後1年半が経過。平成18年、改革に伴う軋みに丁寧に対応するため、国費1,200億円の「特別対策」(平成20年度まで)を決定し、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施。
- 今回、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

【緊急措置】

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで総額310億円 *

〔20年度予算案〕 130億円

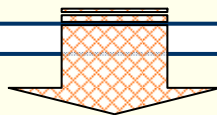
- ① 利用者負担の見直し(20年7月実施)..... 70億円
 - ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】 (満年度ベースで100億円) *
 - ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
 - ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】
- ② 事業者の経営基盤の強化(20年4月実施)..... 30億円
(「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *
- ③ グループホーム等の整備促進(20年度実施)..... 30億円 *
 - ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

利用者負担の見直し①〔障害者〕

低所得者の負担軽減

背景

「特別対策」は、利用者負担の軽減に大きな役割を果たしている一方、自立支援法施行前には低所得者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんど無かったことなどに比べると、なお負担感が存在するとの指摘。



対応

低所得1及び2（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を更に軽減（平成20年7月実施）。

【1月当たりの負担上限額】

所得階層		通所サービス	居宅サービス
非課税世帯	低所得2	3,750円※ → 1,500円	6,150円※ → 3,000円
	低所得1	3,750円※ → 1,500円	3,750円※ → 1,500円

※ 特別対策後の負担上限月額

世帯の範囲の見直し

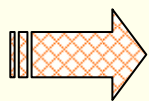
背景

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声



対応

成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断（平成20年7月実施）。



この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることとなる。

留意点

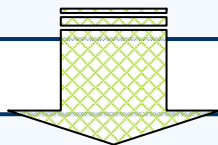
- ① 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみ対象。
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断。
- ③ 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみ対象。

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

利用者負担の見直し②〔障害児〕

背景

課税世帯の割合は障害児で約8割となっており、「特別対策」実施後もその効果が行き届かない世帯が多いなど、障害児のいる世帯の負担感は依然として強い。また、子育てを支援する観点も含めた支援の必要性も指摘されている。



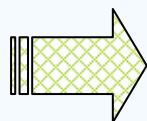
対応

①「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲を拡大
(平成20年7月実施)

(現行) 年収600万円程度まで(※)
(市町村民税所得割額16万円未満)



(見直し後) 年収890万円程度まで(※)
(市町村民税所得割額28万円未満)



障害児のいる世帯の8割以上が軽減措置の対象に

(※) 3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合。

対応

- ② 1月当たりの負担上限額の更なる軽減(平成20年7月実施)
年収890万円程度まで(※)(市町村民税所得割28万円未満)の世帯について、居宅・通所・入所サービスに共通して負担上限額を更に軽減。

(※)3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合。

【1月当たりの負担上限額】

	所得階層	通所サービス	居宅サービス	入所サービス
課税世帯	年収約600万～ 約890万円程度まで*	37,200円→4,600円	37,200円→4,600円	37,200円→9,300円
	年収約600万円程度まで*	9,300円※→4,600円	9,300円※→4,600円	18,600円※→9,300円
非課税世帯	低所得2	3,750円※→1,500円	6,150円※→3,000円	12,300円※→6,000円
	低所得1	3,750円※→1,500円	3,750円※→1,500円	7,500円※→3,500円

※ 特別対策後の負担上限月額(年収約600万円～約890万円程度までの世帯は、現在、特別対策の対象となっていない。)

* 3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害者(大人)の場合)

所得階層		通所サービス 【知的障害者通所授産施設】 (事業費約14.9万円)		ホームヘルプサービス 【月150時間(日常生活支援)】 (事業費約24万円)		入所サービス 【知的障害者更生入所施設】 (事業費約19.2万円)	
		支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法
課税世帯	一般 (年収約800万)	26,500円	⇒ 29,200円 (14,900円 + 14,300円)	10,300円	⇒ 24,000円	53,000円	⇒ 77,200円 (19,200円 + 58,000円)
	一般 (年収約600万)	26,500円	⇒ 14,360円 (9,300円 + 5,060円)	7,200円	⇒ 9,300円		
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額8.3万円)	0円	⇒ 8,810円 → 6,560円 (3,750円 + 5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	⇒ 6,150円 ↓ 3,000円	49,800円	⇒ 55,000円 (8,500円 + 46,500円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額6.6万円)	0円	⇒ 8,810円 → 6,560円 (3,750円 + 5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	⇒ 3,750円 ↓ 1,500円	39,800円	⇒ 41,000円 (0円 + 41,000円)

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		通所サービス (事業費約14.4万円)		ホームヘルプサービス 【月10時間(身体介護)】 (事業費約4万円)		入所サービス (事業費約18.6万円)	
		措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	27,100円	⇒ 28,700円 (14,400円 + 14,300円)	10,000円	⇒ 4,000円	54,200円	⇒ 45,000円 (18,600円 + 26,400円)
	一般 (年収約600万)	14,500円	⇒ 14,360円 → 9,660円 (9,300円 + 5,060円) ↓ (4,600円 + 5,060円)	6,000円	⇒ 4,000円 (上限額は9,300円 → 4,600円)	29,000円	⇒ 19,600円 → 10,300円 (18,600円 + 1,000円) ↓ (9,300円 + 1,000円)
非課税世帯	低所得2 (年収約99万円: 障害基礎年金1級相当)	1,100円	⇒ 5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	⇒ 4,000円 (上限額は6,150円 → 3,000円) → 3,000円	2,200円	⇒ 13,300円 → 7,000円 (12,300円 + 1,000円) ↓ (6,000円 + 1,000円)
	低所得1 (年収約79.2万円: 障害基礎年金2級相当)	1,100円	⇒ 5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	⇒ 3,750円 ↓ 1,500円	2,200円	⇒ 8,500円 → 4,500円 (7,500円 + 1,000円) ↓ (3,500円 + 1,000円)

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

事業者の経営基盤の強化①

緊急的な改善措置(20年4月実施)

○ 「特別対策」による従前収入の9割保障に加えて、以下の緊急措置を実施。

① 通所サービスに係る単価の引上げ

通所サービスの「利用率」を見直すことにより、単価を約4%引上げ。

(詳細は別紙1参照)

② 定員を超えた受入れの更なる弾力化

通所サービスの受入れ可能人数について、

- ・ 1日当たりで定員の120%まで → 150%まで
- ・ 過去3か月平均で定員の110%まで → 125%まで

(詳細は別紙2参照)

③ 入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充

入所サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用を支払う措置について、更に拡充。

(現在、具体的内容について最終調整中)

* 障害福祉サービス費用の額(報酬)については、サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、21年4月に改定を実施。

通所サービスに係る報酬単価の見直し

趣旨

- 1 障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用することができるよう、サービスの利用実績に応じて報酬を支払う「日額払い方式」としている。
- 2 「日額払い方式」の下、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、支援等に応じた加算措置を設けるほか、平成20年度までの間、従前の報酬額の9割を保障する激変緩和措置を実施しているところであるが、依然として事業運営に不安を訴える意見もある。

事業者の経営基盤の強化を図る
更なる措置を実施

内容

日額払い方式の影響が大きい通所サービス〔障害者、障害児の双方を含む(※)。〕について、報酬単価の設定に係る「利用率」を見直すことにより単価を約4%引き上げる。

※ 児童デイサービス事業については、支援費制度においても1日あたりの単価により報酬を算定していたことから、今回の利用率の見直しの対象とはならない。

通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化

趣旨

- ◎ 利用者の利用促進を図り、事業者の経営基盤を安定させるため、通所サービスにおいて、定員を超えた受入の更なる弾力化を図る。

(※19年度末までの経過措置を20年度末まで延長した上で、定員と実際の利用者数の取扱いを更に弾力化)

内容

- ◎ 次のいずれかに該当するまで、定員を超えて受け入れることを可能とする（定員超過利用減算を行わない）。

【現行】

過去3か月間の平均利用者が、定員の110%を超えること

又は

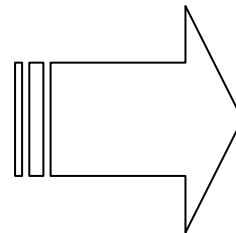
1日当たりの利用者数が、定員の120%を超えること

【緊急措置(20年度まで)】

過去3か月間の平均利用者が、定員の125%を超えること

又は

1日当たりの利用者数が、定員の150%を超えること



緊急措置(20年度末まで)の具体的取扱い

- ◎ 次のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする(定員超過利用減算を行わない)。

(1) 過去3ヶ月間の利用実績による取扱い

過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超えること

※ ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えること

(2) 1日当たりの利用実績による取扱い

- ① 定員50人以下の場合：定員の150%を超えること
- ② 定員51人以上の場合：定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数を超えること

※ 定員超過利用を120%から150%に緩和することにより、全ての施設において毎日3人以上の定員を超えた受入が可能となることから、1日当たりの利用者数については、小規模施設に対する特例措置は設けない。

事業者の経営基盤の強化②

基金の使途や事業の実施基準の見直し

- 「特別対策」により各都道府県に造成された基金の使途や事業の実施基準を見直すことにより、以下の支援を実施。

〔 下線部が事業の実施基準の見直し関係、
下線部以外が基金の使途の見直し関係 〕

(1) **就労支援**を行う事業者への支援

一般就労への移行等を促進するため、就労継続支援事業者等が、企業等での作業を通じた支援を行った場合などに助成。

(2) **重度障害者**への対応

① ケアホームにおける対応

ケアホームに重度障害者を受け入れた場合に助成。併せて、ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲を拡大。

② 重度訪問介護における対応

現行の基金事業(在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業)において、ホームヘルパーの資質の向上や求人広告に要する費用等も助成対象となることを明確化。

(3) **児童デイサービス事業**への支援

就学前児童の受入れが少ない児童デイサービス事業所が、職員を加配した上で個別支援に取り組む場合に助成。

(4) 相談支援事業の拡充

社会福祉法人等が、障害者等に対する障害福祉サービスについての説明会・相談会や障害福祉サービスを利用していない障害者等の自宅訪問などの事業を行った場合に助成。

(5) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者への支援

障害者に対する地域住民の理解や支援力を高めるなど、施設の拠点機能を高めるための活動に助成。

(6) 諸物価の高騰等への対応

諸物価高騰によるコストの増加分や事務処理コストの増加分について、事業者に対し助成。

(7) 小規模作業所の移行促進

新体系への移行を促進するなど、小規模作業所への支援。(法定事業に移行する際の基準の見直しを含む。)

(8) 視覚障害者移動支援従事者の資質の向上

視覚障害者移動支援従事者の資質の確保のため実施する研修等に助成。

(9) その他